秦野市伊勢原市環境衛生組合職員定数条例

（昭和４７年４月１日　条例第１号）

改正　昭和４７年９月１２日　条例第５号
昭和５０年３月２９日　条例第３号
昭和５１年３月３１日　条例第２号
昭和５３年３月２９日　条例第２号
昭和５５年１２月１５日　条例第４号
平成１３年３月２７日　条例第１号
平成１９年３月３０日　条例第１号
令和６年３月２７日　条例第１号
令和７年３月２５日　条例第３号

（定義）

第１条　この条例で職員とは、組合長、組合議会事務局、監査委員の各機関に常時勤務する職員（副組合長、会計管理者及び臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

（職員の定数）

第２条　職員の定数は、次のとおりとする。

(1)　組合長の事務部局の職員　　３０人

(2)　組合議会の事務部局の職員　　２人（兼任２人）

(3)　監査委員の事務部局の職員　　２人（兼任２人）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は定数外とする。

(1)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定により育児休業をしている職員

(2)　秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例（令和７年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第１号）第２条の規定により自己啓発等休業をしている職員

(3)　秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例（令和７年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第２号）第２条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(4)　国、他の地方公共団体等に派遣されている職員

３　前項の規定により定数外とされた職員が職務に復帰し、又は復職した場合は、その職員は１年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

（職員の定数の配分等）

第３条　前条に掲げる職員の定数のその事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定め、必要に応じて秦野市及び伊勢原市の職員に定数を超えて嘱託させることができる。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　秦野市伊勢原市清掃組合職員定数条例（昭和３６年秦野市伊勢原市清掃組合条例第３号）は、廃止する。

附　則（昭和４７年９月１２日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年３月２９日条例第３号）

この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約を施行する日から施行する。

附　則（昭和５１年３月３１日条例第２号）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年３月２９日条例第２号）

この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約の一部を改正する規約（昭和５３年県指令市町第６２６号許可）を施行する日から施行する。

附　則（昭和５５年１２月１５日条例第４号）

この条例は、昭和５６年１月１日から施行する。

附　則（平成１３年３月２７日条例第１号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日条例第１号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２７日条例第１号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２５日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。